

レンタルマフラー規約

第1条 【レンタルマフラー出来る方の条件】

レンタルマフラーは251cc以上のバイクを所有して免許証で乗る事が出来る方
※車検証と免許証のコピーをメール又はFAX又は郵送して頂きます

メール：tanaka@marutie.com
FAX：0852-31-2106
住所：〒690-0825 島根県松江市学園2-23-22

第2条 【レンタルマフラーの料金】

車種・排気量に関係なく一律4,000円（消費税込）となります。
※送料：送りは着払いでお客様負担、戻しもお客様負担の元払いをお願いします。

第3条 【レンタルマフラーの期間】

レンタルマフラーが届いてから2週間とさせていただきます。
※戻しは2週間以内の消印有効でお願いします。

第4条 【延滞金】

2週間以上の場合延滞金として1日～5日間は1,000円(税込)、6日間～10日間の場合2,000円(税込)の延滞金を申し受けます。10日間を過ぎた場合はレンタルマフラーの休業補償分も含めて請求を起こします。

第5条 【申込方法】

メールでの申し込みかネットでの申し込みにてお受けします。
メーカー：車種名：年式：フレーム番号をご記入の上、申込下さい。

第6条 【取り付け方法】

マフラー本体とエキパイを接続して頂き金具で固定してください。
エキパイが純正で無い場合は接続が出来ない場合は有りますのでご注意ください。

第7条 【性能・機能】

エンジン本体やエキパイを加工・改良している場合は本来の音量や排ガスの数値が出ない場合が有りますので、早めのチェックと交換をお願いします。

第8条 【毀損・盗難や紛失について】

レンタルマフラーと一緒にキズのチェックシートと写真を同封いたします。
レンタルマフラーを受け取ってから発送して頂く間でのトラブル、毀損・盗難・紛失はお客様で修理費・またはレンタルマフラーに該当する金額を申し受けます。

第9条 【支払】

銀行振り込みにてお支払いをお願いします。入金確認後に発送致します。

記
paypay銀行 本店営業部 普通 4534595 有限会社エム・アール・シー

第10条 【禁止事項】

お客様のご指定のバイク以外への使用はできません。転売・譲渡・改造は出来ません。

第11条 【その他】

上記規約を承認頂けないお客様には貸出をお断りいたします。

令和5年1月4日
有限会社エム・アール・シー